

毎月15日までの会費納入に、
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



「まん延防止等重点措置」3月21日で終了

「愛知県感染防止対策協力金」の申請が始まっています

1月21日～3月6日実施分
申請期限：4月25日(月)

従来の営業時間が21時を超えている店

- ① 20時までの時短&酒提供なし
⇒1日あたり3万円
- ② 21時までの時短&酒提供は20時まで
⇒1日あたり2.5万円

従来の営業時間が20時を超えている店

- ① 20時までの時短&酒提供なし
⇒1日あたり3万円

愛知県は県内全域に出されていた「まん延防止等重点措置」を3月21日で解除しました。これにより飲食店に出されていた時短要請も解除となります。

「感染防止対策協力金」は提出書類が増えたので要注意

感染防止対策協力金(1月21日～3月6日実施分)の申請が始まりました。

今回実施分から、前回までの協力金で省略可能としていた書類も提出が必要となっているものがあるので注意が必要です。

具体的には、店舗の外観・内観・メニュー表の写真、昨年11月から今年1月までの売上帳の写し、確定申告書の写しなどの提出が求められるようになります。また、売上帳は税抜金額で記載することを求めるなど、実態と乖離しています。従前までの協力金と異なり、中小業者にとっては煩雑な手続きを強いられることとなります。

協力金は所得に加算されます 予定納税に注意を

民商は協力金や支援金等を課税対象とすることには反対ですが、今年の確定申告では、昨年中に「愛知県感染防止対策協力金」を受給した飲食業者の多くが納税額が高額になり悲鳴が上がりました。

今年に入って入金があった協力金は、今年の所得に加算されるため、来年の確定申告の際も納税額に注意が必要です。

所得税及び復興特別所得税の納税額が15万円を超えると、予定納税の対象となるので要注意です。

予定納税の通知は6月頃に税務署から届きますが、7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を提出することにより減額することが可能ですので、忘れずに手続きしましょう。

消費税の申告・納付期限は3月31日(木)です。

提出期限に遅れると無申告加算税や延滞税が課せられます。

※ただし、新型コロナウイルスの影響により申告することが困難だった方は、4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限を延長することができます。

商工新聞読者の拡大にご協力ください

3月17日現在で、拡大目標の40部までまだ26部の拡大が必要です。

ぜひ知り合いの業者等を紹介してください。よろしくをお願いします!

事業復活支援金学習会を開催します

このところ事業復活支援金について多数相談が寄せられています。そこで春日井民商では事業復活支援金学習会を下記のとおり開催します。

「対象になるけど申請の仕方がわからない」「そもそも自分が申請可能かどうかもわからない」という方も、ぜひ参加してください。

- ① 4月4日(月) 14時～
民商事務所 (5名までの予約制)
- ② 4月6日(水) 19時～
レディヤンかすがい1階第1会議室